

開政会 都市行政調査報告書

- 調査日時 12月22日 10:00～11:30
- 調査地 福岡県飯塚市
飯塚市役所（飯塚市新立岩5-5）
- 調査項目 子どもを守る条例及び緊急ネットワークについて
- 参加議員 稗貫 秀次、清水 隆吉



飯塚市役所外観

●調査概要

もうやめて もうゆるして もうたたかないで

そう思いながら命を奪われた子どもたちがいます。

そう思いながらじっと耐え続けた子どもたちがいます。

いたるところで食料が捨てられる時代に、飢えて亡くなった子どもたちがいます。

性的虐待や心理的虐待を受け、心を殺されたという子どもたちがいます。

助けられたはずの命、奪われた笑顔と育ち。

本来、祝福されて生まれ、愛されて育てられるべき子どもたちの中に、今も、苦しみ、誰かの助けを求めている子どもがいます。

子どもは、ひとりの人間であり、安全で安心して生きる権利を持ちますが、ひとりでは生きていけない、弱い存在です。

その弱い存在の子どもの笑顔と笑い声に、私たちおとながどれだけ勇気づけられていることでしょうか。

子どもは親にとっての宝だけでなく、社会の宝、活力の源、未来への希望です。

その子どもを守るのは、わたしたちおとなの責任です。

全ての子どもたちが、虐待や育児放棄から守られ、愛される幸せを実感しながら成長できるように、市民みんなで、子育てしやすい環境をつくり、子どもの命と育ちと笑顔を守るため、この条例を制定します。

みんなで子どもを守りましょう。

「飯塚市の子どもをみんなを守る条例」の前文である。長引くコロナ禍の中で児童虐待は潜在化していることも多いとの話しを聞く。児童虐待防止、早期発見を目的とする議会で承認された本条例や子どもをいかようにして守っていくことができるのか帯広市においても課題と考えることから調査するものである。



飯塚市役所 1 階の様子

●質疑応答

Q. 家庭児童相談件数が令和元年度に比べて令和3年度で1,000件ほど伸びているが要因はどのようにとらえているのか。

A. コロナ禍で家にいることが増えたことも一因と考えている。児童相談所と連携はしているが増えてきているのが実情である。学校や保育所からの通告の意識が変わったと認識している。

Q. 条例ができてどのように変化が起きたか。

A. 筑豊地区（福岡県の中央部を指す地域名）では先行したが、全国的なものである。

Q. ファミリーサポートセンター事業についての課題は何かあるか。

A. 令和3年度末現在で「おねがい会員」205名の需要に対し、供給する「まかせて会員」が95名と少ないのが現状である。また、病児・緊急時の対応ができないことも課題である。

●所見

飯塚市の虐待防止の条例は、議員提案の条例である。議員提案の条例は理念条例が多いが、本市の条例は政策条例となっており、市に「年次行動計画」や、虐待の「早期発見対応指針」の策定を求めている点など実行力のある条例となっている。昨今、虐待による小児の死亡が報道されるなど痛ましい事件が取り沙汰されている。コロナ禍により



人と人との付き合いが分断されたり、相談できる相手が少なくなっているなど子育て世帯にとって難しい状況が続いているが、今後、顕在化する虐待だけでなく、潜在的な虐待を含め、早期発見、虐待防止への取組みは帯広市にとっても喫緊の課題である。市の取組みだけではなく北海道との連携や地域での見守り、周囲のフォローなど様々な改善策があると考えられることから今後も調査研究を進めたい。

日 時：令和4年12月23日（金）10：00～11：30

場 所：香川県高松市東植田町1202-1

さぬき動物愛護センター しっぽの森

調査項目：さぬき動物愛護センターの施設の概要と運営体制について

参加議員：稗貫 秀次、清水 隆吉

1. 調査概要

香川県は温暖な気候に加え、無責任な餌やり行為も多いことから、保健所での犬猫の収容数が多いものの、飼い主への返還や譲渡が少ないため、犬猫の殺処分数が多い状況が続いていた。こうした状況を踏まえ、平成31年3月に人と動物との調和のとれた共生社会を実現するための拠点施設として「さぬき動物愛護センター しっぽの森」を香川県と高松市が共同で整備し、動物愛護管理の普及啓発や犬猫の譲渡の推進をはじめ、人と動物に共通する感染症対策や災害時の動物対策の取組みを行っており、その概要について調査した。

2. 質疑応答

Q. 野良犬・野良猫化する主な要因は、多頭飼育の崩壊に起因するのか？

A. 街中と郊外が近接しており、災害も少なく温暖な気候のため山中で自然繁殖して増えていく傾向である。

Q. 野良猫の持ち込みは、多いのか？

A. 法律で野犬掃討が義務化されているため、野犬が多い傾向がある。
また、猫は、所有者不明であっても、基本的には、持ち込みは受け入れている。県内で、避妊去勢の費用について補助金（1万円）を出しているため、ボランティアの人たちが、捕獲して手術を施して地域に帰す活動をしている。

Q. 保健所から受け入れた犬猫を譲渡先が見つからなければ、保健所に戻して殺処分することもあるのか？

A. できるだけ譲渡先を見つける努力をしているが、最終的に見つからない場合は、センターで一生を終えることになる。

Q. 市民からの寄付はあるのか？

A. 現金は受け付けていないが、餌や飼育に必要な品物は受け付けている。

Q. 保護してから譲渡までの期間は概ねどのくらいか？

A. 一概には言えない、まちまちである。子猫や子犬だから、譲渡が早いということでもない。個体の性格もある。

Q. その他特色ある活動は？

A. 学生が、広告宣伝活動に携わってくれている。

3. 所感

県有施設として設置されたが、運営については、県と市、ボランティア団体が役割分担しながら対応しており、動物愛護に関する普及啓発・犬や猫の適正譲渡の推進・人と動物の共通感染症対策の推進・災害時の動物対策の推進など事業を効果的、効率的に実施している。北海道においては、2019年に成立した改正動物愛護法に則り道央と道東で動物愛護センターを江別市の酪農学園大学と幕別町の動物愛護団体に委託して実証事業を開始したが、まだまだ課題も多く、発展途上の状況であるため、香川県と高松市の取り組みを参考にしていかなければならないと感じた。

以上





